

世田谷区選挙管理委員会 第15回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年8月24日(水)
午前10時00分 開会
午前11時00分 閉会
- 2 場 所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員長 山内 彰
委員長職務代理 市川 康憲
委員 岡部 健一
委員 渡邊 洋
事務局長 渡邊 謙吉
次長 織田 健一
選挙担当係長 小牧 正季
主査 中山 陽介
書記 成田 大貴
- 4 議 題 別紙議題のとおり
- 5 議事経過 議事録記載のとおり
- 6 特記事項 なし

作成 令和4年8月24日
作成者 成田 大貴

議 事 録

1 協議事項

- (1) 公職選挙法等改正要望事項の提出について、事務局長から資料No. 1のとおり、とりまとめを担当する全国市区選挙管理委員会連合会東京支部長から依頼があった旨報告した。また、令和2年度に世田谷区が提案し、東京支部の要望事項として提出された選挙公報の配布の補完措置について、全国市区選挙管理委員会連合会に令和3年度に提案され、令和4年度定期総会の経過報告において改正を「要望しない」とされた旨併せて報告した。

事務局で検討した結果、当初は今回提出すべき要望事項はない予定であったが、「要望しない」とされた選挙公報の配布の補完措置について、「要望しない」とされた理由が要望の趣旨を踏まえておらず、納得できる内容ではなかったため、全国市区選挙管理委員会連合会に正しく趣旨が理解されるよう、より分かりやすい内容で改めて要望することを検討している旨報告した。

各委員の意見は以下のとおり。

【適法化について】

岡部委員から、改正を要望するのではなく、世田谷区では公職選挙法第170条第2項で規定されている新聞折込みによる配布とすればよいのではとの意見があり、事務局長から、適法化は達成されるが、新聞購読者が減少している中で新聞折込みに戻すことは、選挙公報を広く選挙人に配布する趣旨から現実的ではない旨説明した。

渡邊委員から、世田谷区で実施しているポスティングによる全戸配布を、公職選挙法第170条第2項の「その他これに準ずる方法」として東京都に認めてもらうことで適法化されるのではないかとこの意見があり、選挙担当係長からその対応のほか、公職選挙法第170条第2項の「都道府県の選挙管理委員会への届け出」を削除し、公職選挙法第170条第2項の「その他これに準ずる方法」を市区町村の選挙管理委員会が各自判断することとする方法もある旨説明した。

【ホームページに選挙公報のデータを掲載することについて】

職務代理から、公告日翌日から期日前投票を行えるのだから、迅速に選挙人に情報提供する必要がある。そのためには、データをホームページに掲載するのが効果的であるため、令和2年度の要望のとおり補完措置として認めるべきであり、引き続き要望事項として提出すべきとの意見があった。

岡部委員から、将来的な社会の変革に対応するために、補完措置としてデータによる掲載を認めることを要望することは理解がされるのではとの意見があった。

以上の意見を踏まえ、事務局で案を作成し、第16回定例会において改めて協議することで決定した。

2 その他

- (1) 第16回定例会は令和4年9月1日(木)午前10時00分から開催すること及び主な議題について確認した。

令和4年8月24日

第15回定例会議題

1 協議事項

(1) 公職選挙法等改正要望事項の提出について（資料No. 1）

2 報告事項

(1) 明るい選挙推進協議会推進委員講習会について（資料No. 2）

3 その他

(1) その他

◆次回定例会等の日程・・・出席者・開催時間にご注意ください。

9月1日（木） 全委員 午前10時00分～ 選挙管理委員会室

第16回定例会

【主な議題（予定）】

- ・選挙人名簿の登録及び抹消について
- ・在外選挙人名簿の登録及び抹消について
- ・令和4年9月1日調製の選挙人名簿登録者数の50分の1の数等について
- ・選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- ・裁判員候補者予定者の名簿調製について
- ・検察審査員候補者予定者の名簿調製について
- ・委員会等の日程について